

# 令和8年度 水戸市経営所得安定対策 のあらまし



## 必ずご覧ください

- 注意点を3ページ、6ページに記載しています
- 交付対象作物の収穫量について8ページに記載しています
- 営農計画書等の提出期限は令和8年3月31日（火）です

# はじめに

## 農業者の経営判断による 需要に応じた米づくりに取り組んでください

皆様におかれましては、今後の需要動向や経営状況を踏まえながら、主体的な作付判断により、需要に応じた米づくりをお願いいたします。

### <令和7年産の茨城県と水戸市の主食用米作付状況について>

令和7年産の主食用米については、米価が高水準で推移した影響もあり、茨城県全体で作付面積が前年比 6,800ha 増加して 66,700ha となりました。

水戸市においても、令和7年産の主食用米の作付面積は 3,083ha となり、前年より 172ha 増加しています。

これまでと同様に、飼料用米、麦、大豆などの生産に取り組む農業者に対しましては、国の支援制度（4～7ページ）がありますので、本あらしをご確認ください。



## 1

## 令和8年産の主食用米需要量と目安について

人口減少や高齢化、食や生活様式の多様化が進展する中、主食用米の需要量は減少傾向にあります。茨城県においては需要に応じた生産を推進するため、茨城県が市町村別の主食用米生産目安（生産数量目標に相当する数値等）を設定しています。

## 令和8年産米の需要量について

国では「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」を令和7年10月に公表し、令和8年から令和9年の主食用米等需要量（上位値）を711万トンに設定しています。

（参考）国公表の令和8年 / 令和9年主食用米等需要量

- ・玄米ベース 694～711万トン
- ・精米ベース 622～630万トン

## 茨城県の令和8年産米の生産目安について

茨城県における令和8年産米の生産目安は、国の生産見通し量である711万トンに茨城県のシェアと在庫量を勘案し設定しています。

茨城県の生産目安（生産数量目標に相当する数値等）

年産	目安面積	目安数量
令和8年	64,999 ha	347,744 トン
令和7年	60,910 ha	320,994 トン

## 水戸市の令和8年産米の生産目安について

水戸市における令和8年産米の生産目安は、前年の生産目安数量に、令和8年の市生産目安増加分を加えて設定しています。

水戸市の生産目安（生産数量目標に相当する数値等）

年産	目安面積	目安数量
令和8年	2,793 ha	15,328 トン
令和7年	2,604 ha	14,149 トン



### 交付対象水田のルール（5年水張りルール）が見直されました

- 5年水張りルールは、令和9年度以降は廃止となります。
- 令和7年度または8年度においては、湛水管理を行わなくても連作障害を回避する取組を実施することで、水田活用の直接支払交付金の交付対象となります。

### 飼料用米の「一般品種」は交付単価が減額します

- 一般品種で飼料用米に取り組む場合、令和6年産から8年産にかけて段階的に支援単価が引き下げられます。令和8年産の標準単価は10a当たり**65,000円**となり、数量に応じて10a当たり55,000円から75,000円で交付されます。 ※多収品種は従来通りの単価（変更なし）

### 令和8年度茨城県設定産地交付金の見直しがあります

- **新市場開拓用米**の生産性向上の取組加算を10a当たり**13,000円**に増額します。
  - **加工用米、WCS、米粉用米**の生産性向上の取組加算を10a当たり**6,000円**に増額します。
  - **園芸作物転換加算**の対象品目に**青刈りとうもろこし**を追加します。
  - **飼料用米（多収品種）拡大加算**を廃止し、新たに**飼料用米（多収品種）**の生産性向上の取組加算10a当たり**8,000円**を設定します。  
 ※飼料用米（一般品種）の生産性向上の取組加算10a当たり5,000円は変更なし
- ・詳しくは同封の「令和8年度 助成メニュー一覧表」をご確認ください。
- ・上記の産地交付金は見込みです。県により変更される場合があります。

### 交付金の対象となるには、十分な収穫量が確保されていることが必要です

- 基準となる下限の収穫量に満たない場合、交付金は交付されません。ただし、国において自然災害等により合理的な理由があると判断する場合は交付金が交付されます。その際、理由書とその理由の根拠となる書類を国へ提出する必要がありますので、下記の**根拠書類**のご準備をお願いします。
  - ① 農作業日誌等へ肥培管理作業等や対象作物の生育記録
  - ② 種子、苗、肥料や除草剤等の購入伝票保管
  - ③ 農作物や農地の被害状況が把握できる写真撮影（重要）
  - ④ その他、状況に応じて必要となる書類
 ※ 詳しくは8ページをご覧ください。

# 3

## 経営所得安定対策の概要

※令和8年からの変更点を赤字で記載しています。

### 1. 水田活用の直接支払交付金

#### 交付対象者

販売目的で生産する販売農家・集落営農  
 ※水田活用の直接支払交付金を申請された方は、原則  
 12月20日までに出荷・販売伝票等の提出が必要

#### 対象作物

水田で生産する麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米と県・地域等が指定する地域特産物

#### ① 戦略作物助成

対象作物 ※1		交付単価
麦、大豆、飼料作物※2		35,000 円 / 10 a ※3
WCS用稲		80,000 円 / 10 a
加工用米		20,000 円 / 10 a
米粉用米		収量に応じ、55,000 円～105,000 円 / 10 a
飼料用米※4	多収品種※5	標準単価 80,000 円 / 10 a 区分管理方式のみ。収量に応じ、 55,000 円～105,000 円 / 10 a
	一般品種	標準単価 65,000 円 / 10a 一括管理方式は基本として 65,000 円 / 10 a 区分管理方式は収量に応じ、 55,000 円～75,000 円 / 10 a

参考：飼料用米の一般品種は、令和6年産から8年産にかけて段階的に単価が引き下げられています。

※1 基幹作のみ ※2 飼料用とうもろこしを含む ※3 多年生牧草は、は種なし（収穫のみ）を行う年は1万円 / 10a で支援 ※4 飼料用米のふるい下米は助成対象外

※5 飼料用米の多収品種は次の25種類です。

国設定品種「夢あおば、北陸193号、いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこのみ、ホシアオバ、モグモグあおば、ミスホチカラ、みなちから、もちだわら、モミロマン、笑みたわわ、垂細垂のかおり、あきいいな」  
 知事特認品種「月の光、あきだわら、ちほみのり」

#### ② 産地交付金（国）

対象作物	取組内容	配分単価
そば、なたね、 新市場開拓用米（輸出用）	作付の取組（基幹作のみ）	20,000 円 / 10a
新市場開拓用米（輸出用） ※コメ新市場開拓等促進事業対象のみ	3年以上の複数年契約 （令和8年産からの新規契約分のみ）	10,000 円 / 10a

県・市の産地交付金については別紙の助成メニュー一覧表をご覧ください。

# 飼料用米の出荷方法と助成額について

## ① 出荷方法による助成額の算定方法

出荷方法によって助成額の算定方法が変わります。ご注意ください。  
交付単価は、当年秋の作柄で標準単収値が調整されます（作柄調整）。

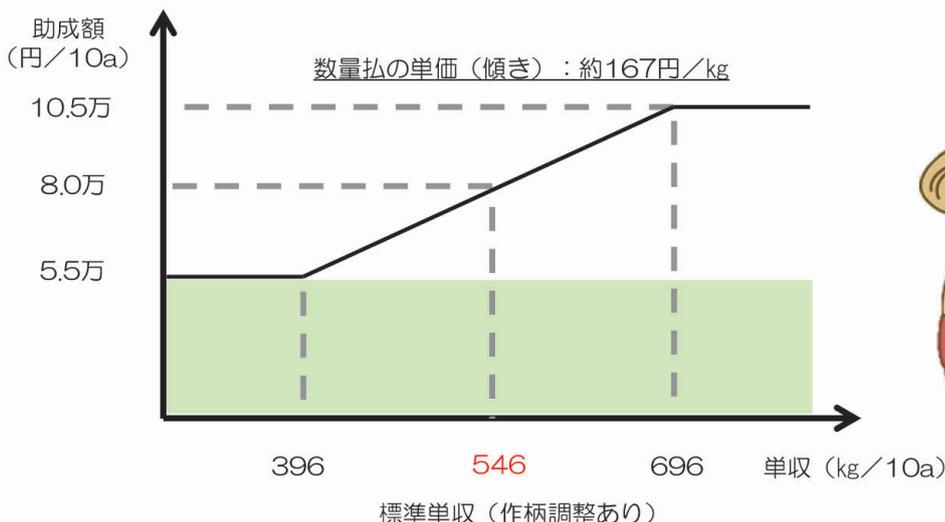
### ア 一括管理方式（袋数出荷・一般品種のみ）

- あらかじめ定められた出荷事前契約数量（袋数）を出荷する方法です。
- 多収品種は一括管理で取り組むことはできません。
- 出荷事前契約数量（袋数）は、10 ページ掲載の「飼料用米、輸出用米等換算表」をご確認ください。
- 令和8年産の交付単価は **65,000 円** / 10a が基本となります。

### イ 区分管理方式（ほ場特定）

- 出荷・販売契約時に特定したほ場から収穫された全量を出荷する方法です。  
（営農計画書にて、ほ場単位で作付計画をした地番及び面積）
- 多収品種で取り組む場合は**区分管理方式のみ**になります。
- 主食用米として作付する品種と同一品種については、生産段階において主食用米の生産と差異をつけない限り、取り組むことができません。
- ふるい下米も含めて全量出荷していただきます。
- 原則として農産物検査機関等による数量確認が必要です。
- 出荷・販売数量に応じて、数量払が適用されます。一般品種と多収品種で支援に違いがありますので4ページに掲載する交付単価をご確認ください。

<数量払の交付単価のイメージ・多収品種の場合>



## ② 飼料用米の取組における注意点について

- ア. 飼料用米として生産した米穀を**主食用米として出荷・販売できません**
- イ. 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷・販売できません。
- ウ. 「区管理方式」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途で出荷・販売できません。
- エ. JA等の出荷・販売契約の締め切りはおおむね5月末となっていますのでご注意ください。

## 2. 米・畑作物収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

### 交付対象者

認定農業者、集落営農、  
認定新規就農者

### 対象作物

主食用米、麦、大豆、てん菜、  
でん粉原料用ばれいしょ  
※ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

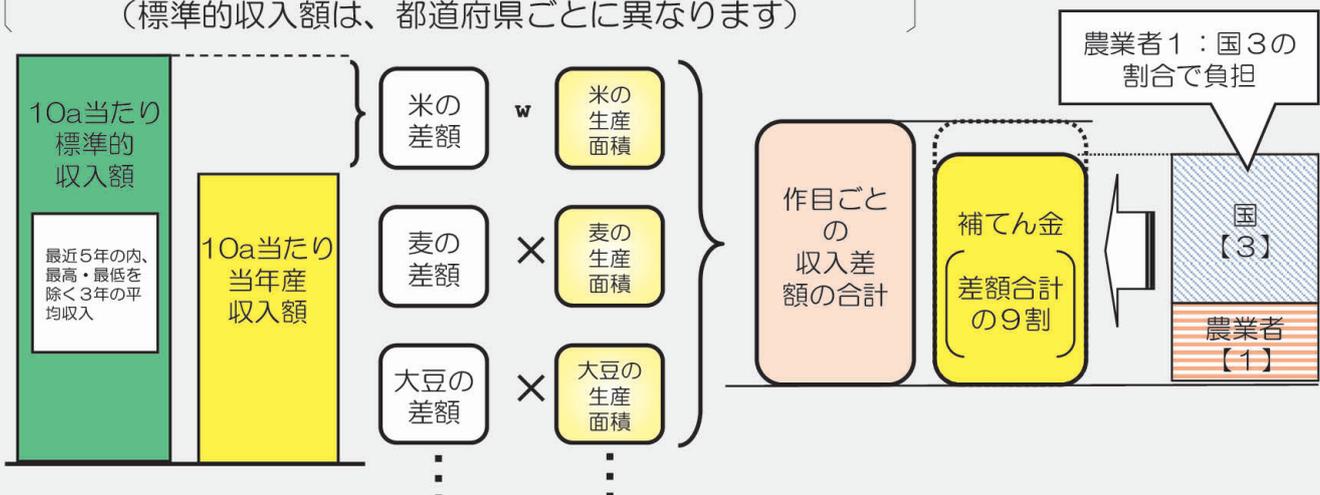
### 主食用米の事前契約等の要件

- ・主食用米は、6月末までに集出荷業者と出荷契約を結んだもの等が対象です。
- ・併せて、6月末までに「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

### 注意事項

- ・当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。
- ・補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- ・令和7年産の交付金は、生産年翌年の6月頃に支払います。
- ・積立金は、掛け捨てではありません。
- ・補てん金の交付申請の際には、農産物検査結果通知書の写し等が必要になりますので、保管をお願いします。

補てん金は、作目別標準的収入額をもとに算定されます。  
(標準的収入額は、都道府県ごとに異なります)



### 3. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

#### 交付対象者

認定農業者、集落営農、  
認定新規就農者

#### 対象作物

麦、大豆、そば、なたね、  
てん菜、でん粉原料用ばれいしょ  
※ビール用麦等、黒大豆、種子用は対象外

#### 面積払（営農継続支払）

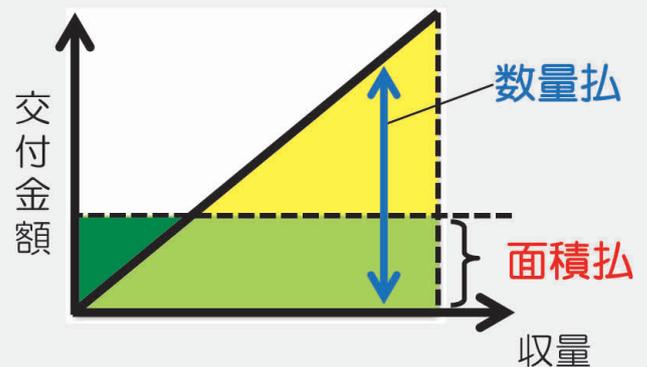
20,000円／10a（そば 13,000円／10a）  
当年産の作付面積に応じて、数量払の内数として先払い交付

#### 数量払

生産量と品質に応じて交付

- ※ 交付単価は、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれています。
- ※ 免税事業者向け単価の適用には令和6年（個人：2年前・法人：2期前）の確定申告書等の提出が必要です。

＜数量払と面積払の関係＞



## 4

### 水戸市の単独助成制度について（予定）

#### 水戸市水田農業構造改革対策事業

#### 交付対象者

販売農家及び集落営農  
※「② 生産組織への助成」は、集落営農のみが対象となります。

#### 交付単価（予定）

※ 交付単価の正式な決定は、3月下旬となります。

①戦略作物への助成（10aあたり）

作物		金額
麦・大豆	1作	5,000円
	2作	4,000円

②生産組織への助成（10aあたり）

作物		金額
麦・大豆	1作	16,000円
	2作	24,000円
飼料用米・WCS用稲		4,000円

#### 交付要件

交付対象水田は、当協議会の水田台帳に登録されている田のみとなります。

# 5

## 交付対象作物は、十分な収量を確保してください

交付対象となる作物は、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

ア. 作付けや肥培管理等が不適切な場合（捨づくり）には交付金は交付されません。  
**十分な収量に満たない場合には理由書の提出が必要となり自然災害等の合理的な理由があると国に認められなければ、交付金は交付されません。**  
 また、既に交付済みの場合は、返還となります。

イ. 以下のような場合は、「理由書」及びその理由の根拠となる書類の提出が必要となります。

### ① 飼料用米、米粉用米

単収が標準単収値から 150kg/10a を差し引いた値に満たない場合

参考：令和8年産の水戸市の標準単収値（単位：kg /10 a）

標準単収値	標準単収値から150kgを引いた収量
546	396

※作柄調整により標準単収値は増減します  
 ※作柄調整後の「ふるい上米」の収量です

### ② ゲタ対策の面積払の交付金

単収が基準単収の 1 / 2 に満たない場合

参考：令和5年産から7年産までのゲタ対策の基準単収（単位：kg /10 a）

※令和8年産以降の基準単収は、今後通知される予定です。

対象作物	基準単収	基準単収の1 / 2
小麦・六条大麦	213	106
大豆	102	51
そば	69	34

### ③ 加工用米、輸出用米

当年産の出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合

### ④ WCS 用稲、飼料作物、その他の作物

県農業再生協議会が設定した基準単収の 1 / 2 に満たない場合

参考：WCS用稲の基準単収（単位：kg /10 a）

対象作物	基準単収	基準単収の1 / 2
WCS用稲（生草重量）	2,500	1,250

ウ. 合理的な理由を国へ説明するには、理由書とあわせて下記の根拠書類が必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ① 農作業日誌等へ肥培管理作業等や対象作物の生育記録
- ② 種子、苗、肥料や除草剤等の購入伝票保管
- ③ 農作物や農地の被害状況が把握できる写真撮影（重要）
- ④ その他、状況に応じて必要となる書類

## 6

## 農地の異動について



## ① 農地の貸し借り、異動について

水田台帳に登録されている農地の異動を行う場合は、正規の手続きが必要となります。申請から承認までに1ヵ月～3ヵ月程度の期間を要しますので、お早めの手続きをお願いします。

なお、手続きの方法などのお問合せ先は、本あらまし裏表紙の「土地の貸借について」をご参照ください。

※ 2月末に発送した営農計画書には、1月時点の水田台帳情報に基づく農地が印字されています。

## ② 判定基準日

令和8年5月31日を農地異動の判定基準日とし、それ以降は水田台帳上の農地の異動や、生産数量目標に相当する数値の配分の変更等はできなくなりますのでご注意ください。

## 7

## 営農計画書等の提出について

提出期限	令和8年3月31日（火）
提出先	水戸市 農政課振興係（本庁舎）、農産振興課（内原庁舎） 各地区の市民センター JA水戸 上中妻センター、那珂川購買センター、 常澄センター ※ 土曜日・日曜日、祝日を除く
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻共済に加入する場合、制度上3月31日までに営農計画書を提出していただく必要があります。</li> <li>・ 加工用米・新規需要米等の取組は5月末日までにご連絡をお願いします。</li> </ul>

## 令和8年産 飼料用米、輸出用米等換算表

単位：㎡

袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積
1袋	54	41袋	2,252	81袋	4,450	121袋	6,648	161袋	8,846
2袋	109	42袋	2,307	82袋	4,505	122袋	6,703	162袋	8,901
3袋	164	43袋	2,362	83袋	4,560	123袋	6,758	163袋	8,956
4袋	219	44袋	2,417	84袋	4,615	124袋	6,813	164袋	9,010
5袋	274	45袋	2,472	85袋	4,670	125袋	6,868	165袋	9,065
6袋	329	46袋	2,527	86袋	4,725	126袋	6,923	166袋	9,120
7袋	384	47袋	2,582	87袋	4,780	127袋	6,978	167袋	9,175
8袋	439	48袋	2,637	88袋	4,835	128袋	7,032	168袋	9,230
9袋	494	49袋	2,692	89袋	4,890	129袋	7,087	169袋	9,285
10袋	549	50袋	2,747	90袋	4,945	130袋	7,142	170袋	9,340
11袋	604	51袋	2,802	91袋	5,000	131袋	7,197	171袋	9,395
12袋	659	52袋	2,857	92袋	5,054	132袋	7,252	172袋	9,450
13袋	714	53袋	2,912	93袋	5,109	133袋	7,307	173袋	9,505
14袋	769	54袋	2,967	94袋	5,164	134袋	7,362	174袋	9,560
15袋	824	55袋	3,021	95袋	5,219	135袋	7,417	175袋	9,615
16袋	879	56袋	3,076	96袋	5,274	136袋	7,472	176袋	9,670
17袋	934	57袋	3,131	97袋	5,329	137袋	7,527	177袋	9,725
18袋	989	58袋	3,186	98袋	5,384	138袋	7,582	178袋	9,780
19袋	1,043	59袋	3,241	99袋	5,439	139袋	7,637	179袋	9,835
20袋	1,098	60袋	3,296	100袋	5,494	140袋	7,692	180袋	9,890
21袋	1,153	61袋	3,351	101袋	5,549	141袋	7,747	181袋	9,945
22袋	1,208	62袋	3,406	102袋	5,604	142袋	7,802	182袋	10,000
23袋	1,263	63袋	3,461	103袋	5,659	143袋	7,857	183袋	10,054
24袋	1,318	64袋	3,516	104袋	5,714	144袋	7,912	184袋	10,109
25袋	1,373	65袋	3,571	105袋	5,769	145袋	7,967	185袋	10,164
26袋	1,428	66袋	3,626	106袋	5,824	146袋	8,021	186袋	10,219
27袋	1,483	67袋	3,681	107袋	5,879	147袋	8,076	187袋	10,274
28袋	1,538	68袋	3,736	108袋	5,934	148袋	8,131	188袋	10,329
29袋	1,593	69袋	3,791	109袋	5,989	149袋	8,186	189袋	10,384
30袋	1,648	70袋	3,846	110袋	6,043	150袋	8,241	190袋	10,439
31袋	1,703	71袋	3,901	111袋	6,098	151袋	8,296	191袋	10,494
32袋	1,758	72袋	3,956	112袋	6,153	152袋	8,351	192袋	10,549
33袋	1,813	73袋	4,010	113袋	6,208	153袋	8,406	193袋	10,604
34袋	1,868	74袋	4,065	114袋	6,263	154袋	8,461	194袋	10,659
35袋	1,923	75袋	4,120	115袋	6,318	155袋	8,516	195袋	10,714
36袋	1,978	76袋	4,175	116袋	6,373	156袋	8,571	196袋	10,769
37袋	2,032	77袋	4,230	117袋	6,428	157袋	8,626	197袋	10,824
38袋	2,087	78袋	4,285	118袋	6,483	158袋	8,681	198袋	10,879
39袋	2,142	79袋	4,340	119袋	6,538	159袋	8,736	199袋	10,934
40袋	2,197	80袋	4,395	120袋	6,593	160袋	8,791	200袋	10,989

※ 当年産秋の作柄調整で決定します。

## 水田農業に関するお問合せ先

### 一般的な事務取扱について

関東農政局 茨城県拠点 経営所得安定対策チーム	TEL 221-2186
JA水戸 上中妻 センター 那珂川 購買センター 常澄 センター	TEL 251-8621 TEL 229-7391 TEL 269-2430
水戸市 農政課 振興係	TEL 232-9181

### 作物の栽培技術について

茨城県県央農林事務所 地域普及第一課	TEL 227-1521
--------------------	--------------

### 水稲、麦、大豆等の共済関係について

いばらき広域農業共済組合	TEL 306-6720
--------------	--------------

### 土地の貸借について

一般財団法人 水戸市農業公社（農地中間管理事業）	TEL 251-5532
水戸市 農業委員会事務局 農地係（農地法第3条）	TEL 232-9264
水戸市 農政課 振興係	TEL 232-9181

### 認定農業者制度について

一般財団法人 水戸市農業公社	TEL 251-5532
水戸市 農政課 振興係	TEL 232-9181